

令和6年9月11日

## 宇部市議会産業建設委員会会議録

宇部市議会



## 宇部市議会産業建設委員会会議録

- 1 日 時** 令和6年9月11日（水）  
午前9時56分から午後1時50分まで
- 2 場 所** 第2委員会室
- 3 事 件**
- (1) 議案第91号 宇部市水道事業会計の剩余金の処分の件
  - (2) 報 告 東京ガスエンジニアリングソリューションズ（株）の  
ネットワークへの不正アクセスについて
  - (3) 報 告 宇部市公共下水道西部処理区運営事業（コンセッション）について
  - (4) 議案第82号 宇部市公共下水道（西部処理区）施設の公共施設等運営  
権に係る実施方針に関する条例制定の件
  - (5) 議案第83号 宇部市下水道条例中一部改正の件
  - (6) 議案第84号 宇部市下水道事業受益者負担に関する条例中一部改正の  
件
  - (7) 議案第90号 宇部市下水道事業会計の剩余金の処分の件
  - (8) 議案第81号 宇部市下水道事業の設置等に関する条例中一部改正の  
件
  - (9) 報 告 宇部市成長産業推進協議会の取組について
  - (10) 報 告 宇部市産業振興計画推進委員会の開催状況について
  - (11) 報 告 宇部市農林水産業振興計画推進委員会の開催状況につ  
いて
  - (12) 議案第89号 工事請負変更契約締結の件（旧山口井筒屋宇部店解体  
工事）
  - (13) 報 告 宇部市中心市街地活性化基本計画（第2期）について
  - (14) 報 告 宇部市公共交通協議会の開催状況について
  - (15) 報 告 宇部市地域公共交通サービス水準調査・検討について
  - (16) そ の 他

**4 出席委員（9名）**

委員長	早野 敦君	副委員長	山下 則芳君
委員	荒川 憲幸君	委員	射場 博義君
委員	笠井 泰孝君	委員	木原 大介君

委 員 新 村 秀 雄 君 委 員 林 豊 廣 君  
委 員 三 好 保 雄 君

**5 欠席委員（0名）**

**6 その他の出席者（3名）**

議 長 山 下 節 子 君  
副 議 長 猶 克 実 君  
議 員 時 田 洋 輔 君

**7 説明のため出席した者**

(1) 議案第91号 宇部市水道事業会計の剰余金の処分の件

水道局

局 長 秋 田 浩 二 君  
副 局 長 中 村 浩 二 君  
次 長 石 川 一 清 君  
財 務 課 長 磯 部 覚 君  
同 課 副 課 長 久 保 孝 君  
同 課 財 政 係 長 松 井 宏 修 君

(2) 報 告 東京ガスエンジニアリングソリューションズ（株）のネットワークへの不正アクセスについて

水道局

局 長 秋 田 浩 二 君  
副 局 長 中 村 浩 二 君  
次 長 石 川 一 清 君  
上水道整備課長 久 保 勉 君  
同 課 副 課 長 繩 田 栄 二 君

(3) 報 告 宇部市公共下水道西部処理区運営事業（コンセッション）について

土木建設部

部 長 村 上 守 君  
次 長 福 田 宗 弘 君  
次 長 國 司 哲 也 君  
下水道経営課長 若 崎 真 和 君  
同 課 副 課 長 岡 本 浩 之 君  
同 課 副 課 長 幸 明 幸 雄 君

同課財政係長 山根純子君  
下水道施設課長 姫田剛志君  
同課副課長 友末健治君

- (4) 議案第82号 宇部市公共下水道（西部処理区）施設の公共施設等運営権に  
係る実施方針に関する条例制定の件

土木建設部

部長 村上守君  
次長 福田宗弘君  
次長 國司哲也君  
下水道経営課長 若崎真和君  
同課副課長 岡本浩之君  
同課副課長 幸明幸雄君  
同課財政係長 山根純子君  
下水道施設課長 姫田剛志君  
同課副課長 友末健治君

総務部

次長 馬場葉子君  
収納課副課長 谷崎日出夫君

- (5) 議案第83号 宇部市下水道条例中一部改正の件

土木建設部

部長 村上守君  
次長 福田宗弘君  
次長 國司哲也君  
下水道経営課長 若崎真和君  
同課副課長 岡本浩之君  
同課副課長 幸明幸雄君  
同課財政係長 山根純子君

- (6) 議案第84号 宇部市下水道事業受益者負担に関する条例中一部改正の件

土木建設部

部長 村上守君  
次長 福田宗弘君  
次長 國司哲也君  
下水道整備課長 藤田重治君

- 同課副課長 田丸 聰君
- (7) 議案第90号 宇部市下水道事業会計の剰余金の処分の件  
土木建設部
- |         |        |
|---------|--------|
| 部長      | 村上 守君  |
| 次長      | 福田 宗弘君 |
| 次長      | 國司 哲也君 |
| 下水道経営課長 | 若崎 真和君 |
| 同課副課長   | 岡本 浩之君 |
| 同課副課長   | 幸明 幸雄君 |
| 同課財政係長  | 山根 純子君 |
- (8) 議案第81号 宇部市下水道事業の設置等に関する条例中一部改正の件  
産業経済部
- |        |        |
|--------|--------|
| 部長     | 林 孝之君  |
| 次長     | 石津 宜孝君 |
| 農林整備課長 | 元井 繁樹君 |
| 同課副課長  | 大道 浩史君 |
- (9) 報告 宇部市成長産業推進協議会の取組について  
産業経済部
- |          |         |
|----------|---------|
| 部長       | 林 孝之君   |
| 次長       | 村岡 和弘君  |
| 成長産業創出課長 | 中村 勇一郎君 |
| 同課副課長    | 川本 満隆君  |
- (10) 報告 宇部市産業振興計画推進委員会の開催状況について  
産業経済部
- |        |        |
|--------|--------|
| 部長     | 林 孝之君  |
| 次長     | 村岡 和弘君 |
| 商工振興課長 | 野村 康雄君 |
| 同課副課長  | 諏訪 智子君 |
- (11) 報告 宇部市農林水産業振興計画推進委員会の開催状況について  
産業経済部
- |    |        |
|----|--------|
| 部長 | 林 孝之君  |
| 次長 | 村岡 和弘君 |
| 次長 | 石津 宜孝君 |

農業振興課長	岡 本 賢一郎 君
同 課 主 幹	富 田 宜 孝 君
水産振興課長	谷 信 幸 君
同 課 副 課 長	落 合 博 文 君
農林整備課長	元 井 繁 樹 君
同 課 副 課 長	大 道 浩 史 君
地域ブランド推進課長	杉 山 孝 博 君
同 課 副 課 長	河 野 久美子 君
(12) 議案第 89 号	工事請負変更契約締結の件（旧山口井筒屋宇部店解体工事）
(13) 報 告	宇部市中心市街地活性化基本計画（第2期）について 都市政策部
部 長	磯 中 克 文 君
次 長	福 田 庄 吾 君
次 長	渡 辺 一 正 君
中心市街地活性化推進課長	上 田 靖 之 君
同 課 副 課 長	安 部 達 也 君
(14) 報 告	宇部市公共交通協議会の開催状況について
(15) 報 告	宇部市地域公共交通サービス水準調査・検討について 都市政策部
部 長	磯 中 克 文 君
次 長	福 田 庄 吾 君
次 長	渡 辺 一 正 君
交通政策課長	新 原 英 宜 君
同 課 副 課 長	和 田 裕 君

## 8 事務局職員出席者

書 記 川 村 真由美 君

## 9 傍聴者 宇部日報 1 名

―― 午前 9 時 56 分開会 ――

委員長（早野 敦 君） おはようございます。

ただいまから、産業建設委員会を開会いたします。

本日の審査は、お手元の日程案に従って進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**委員長（早野 敦君）** 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に傍聴についてであります、現在、申込みはありません。

なお、本日の委員会に対して今から傍聴の申込みがあった場合は、これを許可することといたします。

また、委員会の審査中であっても、傍聴者の委員会室への入退室は可能ですので、念のため申し添えます。

---

**委員長（早野 敦君）** それでは、まず、議案第91号宇都市水道事業会計の剰余金の処分の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**執行部** それでは、議案第91号宇都市水道事業会計の剰余金の処分の件について、御説明をいたします。

この議案につきましては、令和5年度の剰余金処分について議会にお諮りするものでございます。よろしく御審査いただきますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、財務課長から説明をさせます。

**執行部** それでは、議案第91号宇都市水道事業会計の剰余金の処分の件について御説明いたします。

これは地方公営企業法第32条第2項の規定により、利益の処分について議会にお諮りするものです。

処分の内容につきましては、令和5年度末残高9億1,744万5,320円のうち、4億5,000万円を処分するものです。

内訳といたしましては、議案集49ページの（2）にお示ししていますように、資本的支出の補填財源として使用したことから、4億5,000万円を資本金へ組み入れるものです。

これにより、処分後の未処分利益剰余金残高は4億6,744万5,320円となりますが、これは繰越利益剰余金として、令和6年度へ繰り越します。

以上で、宇都市水道事業会計の剰余金の処分の件についての説明を終わります。

よろしく御審査いただきますよう、お願ひいたします。

**委員長（早野 敦君）** 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**委員長（早野 敦君）** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（早野 敦君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第91号宇都市水道事業会計の剩余金の処分の件について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（早野 敦君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

(2) 東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社のネットワークへの不正アクセスについて、執行部から報告があった。

---

(3) 宇都市公共下水道西部処理区運営事業（コンセッション）について、執行部から報告があつた。

---

委員長（早野 敦君） 次に、議案第82号宇都市公共下水道（西部処理区）施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例制定の件を議題といたします。

執行部からの説明を求めます。

執行部 議案集23ページになります。

それでは、議案第82号宇都市公共下水道（西部処理区）施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例制定の件について御説明申し上げます。

これは、先ほど報告事項で御説明いたしましたが、本市が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆる、PFI法に基づく公共施設等運営権制度を導入することに伴い、公共下水道（西部処理区）施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の新設を行うものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、御審査のほどよろしくお願ひいたします。

執行部 それでは議案第82号宇都市公共下水道（西部処理区）施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例制定の件について御説明いたします。

議案集23ページを御覧ください。

この条例の目的は、第1条にお示ししていますように、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第18条の規定に基づき、宇都市公共下水道（西部処理区）施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関し、必要な事項を定めるものです。

主な内容としましては、まず、第2条に規定する公共施設等運営権の設定についてですが、選定事業者に、対象施設である西部浄化センターの運営等に係る公共施設等運営権を設定することとしております。

次に、第3条に規定する選定事業者の選定の手続についてですが、公募により民間事業者を募集し、その民間事業者から、対象施設の運営等に関する提案書等の提出があったときは、条例で定める基準に照らし、審査を行い、選定事業者を選定することとしております。

次に、第4条に規定する運営等の基準についてですが、選定事業者は、民間事業者の有する技術、経営資源及び、その創意工夫等を十分に發揮し、対象施設の運営等を低廉かつ安定して行わなければならぬこととしています。

次に、第5条に規定する業務の範囲についてですが、選定事業者は、対象施設の経営、維持管理及び、改築に関する業務などを行うこととしております。

次に、第6条に規定する利用料金の納付等についてですが、西部処理区の使用者は、使用水量に基づき算出した使用料の額に、市規則で定める割合を乗じて出た額を利用料金として、選定事業者に納付することとしております。

また、西部処理区の使用者は、使用水量に基づき算定した使用料から、利用料金を差し引いた額を下水道使用料として市に納付することとなります。

なお、使用した水量が同じであれば、西部処理区とその他の処理区の方が負担する額は変わりません。

以降の条項では、秘密保持をはじめとした選定事業者の義務などを定めており、施行期日は、事業開始となる令和8年4月1日とし、準備行為等に関するものは、公布の日としております。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

よろしくお願ひいたします。

**委員長（早野 敦 君）** 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。はい。新村委員。

**委 員（新村 秀雄 君）** 例えば、西部処理区と東部処理区の下水道の料金は変わることですか。

個人の負担とか。

**執行部** 今後も、東部処理区と西部処理区の利用料金に変わりはありません。

**委 員（新村 秀雄 君）** はい。ありがとうございました。分かりました。

**委員長（早野 敦 君）** ほかに。荒川委員。

**委 員（荒川 憲幸 君）** いろいろあるのですけれども、そもそも公共施設の運営を、PFIを導入することによって、市民の負担が増えたりとか、もともと計画していたものが実施され

なかつたりという事例が、全国的には結構あるのです。

そういう問題に対して、対応策は考えておられますか。

**執行部** そういった問題が発生しないように、実施方針や要求水準に、市が必要とする要求を委託業者へ提示して、その内容が適正に実行されているかということを、きちんとモニタリングをしていくということで、その辺の担保がとれるのではないかと考えております。

**委 員（荒川 憲幸 君）** 本来、市がやるべきものを、市ではできない、市の技術ではできない、民間の技術やノウハウを利用しないといけないことから、この導入というものに話が進んでいるわけです。

市ができないことを民間にお願いして、市は公の立場で本当にチェックできるのですか。

民間の技術のほうが高いという判断をされているのですよね。

その高い技術だとかノウハウだとかをもって、実際にその業務をされています。

そのチェックを、低いレベルの行政側がチェックできるのですか。

**執行部** 事業者からは、新たな技術の導入などの提案をしていただけると思いますが、それに対して、当然市も一緒に勉強していきますので、技術については、当然ついていくといったことで対応できるものと考えております。

**委 員（荒川 憲幸 君）** 隨分前の話ですけれども、焼却炉も、新しい技術の高温溶融炉を導入するときに、全く新しい技術なので、市で対応できますかと聞いたら、何年かしたら市で全部運転管理できるようにしますと言い切ったのです。

ところが、いまだにその荏原製作所のO Bの力を借りながら運転管理をしているのです。

実際にメンテナンスも、荏原製作所の助言どおりにやらざるを得ないと。

メーカーからすれば、言ったとおりに運転管理してくれなかつたら補償しませんという話になるわけです。

それで食い物にされていったことが、民間委託、PFIもそうですけれども、そういう実態がたくさんあるのです。

本当に回避できると思っておられますか。

**執行部** PFI、いろいろ多種多様な事業がございますが、まず下水道に関してですが、宇部市は今まで直営でやっておりますが、全国的に直営の所はほどなく、実際は民間委託で運営している現状がございます。

その中で今、宇部市の場合は直営でやっておりますので、先ほどの説明でもありましたように西部処理区は民間委託、既にかじを切っておりますが、東部処理区については直営を残し、この直営の職員の中でモニタリング機能、いわゆる市がやるべきコア業務、要は、管理業務を技術継承していくことにより、監視もできると考えております。

以上です。

委 員（荒川 憲幸 君） いや、宇部市ではできない新しい技術の導入や、民間企業のノウハウを活用した運営をしてもらうというわけですよね。

だから全然違うのです、今までのやり方と。東部処理区とも違うわけです。

そういう民間のノウハウを本当にチェックできるのですか。

民間に、これはもう交換したほうがいいですよと言われたときに、それにきちんと反論できますか。

執行部 やはり民間のほうがノウハウをもっている部分もあるので、一概に全て100%と言 い切ることはできないかもしれません、やはり今まで運営してきた職員の技術、下水をきれいな水に処理して放流するということが基本原則でございますので、そういう知識は蓄えておるので、きちんとモニタリングできると考えております。

委 員（荒川 憲幸 君） それなら、市の職員はもう少し勉強してもらって、より高い技術を身につけてもらって、直営でやったほうがいいのではないですか。

そこまでの技術があるのなら。

執行部 運転の操作という形であれば、今の職員数には限界がございますので、現業職員が減少している中では民間に委託し、先ほど言いましたコア部分に、あくまでも行政としては特化していきたいと考えております。

委 員（荒川 憲幸 君） だから、職員が減ったのは自然減少ではなくて、減らしてきたからです。

雇用すれば済むことです。

やはり民間だと収益を出さないといけないのです。

そこを、PFI法の中でも、収益をきちんと保障するとなっているのです。

でも、もうけを出さないといけない。行政としてもそれを保障しないといけない。

当然、収益が上がれば、それを、実際に株価に反映したり還元するものがあるわけです。

そのために収益を上げるわけです。

従来どおりのことをしていたら、なかなかその収益が上がらないから、結果的に従業員の非正規化がどんどん進んでくるということも、PFIで指摘されているのです。

そういうことを、実際に生んでしまうのではないですか。

雇用が活性化と言われましたけれども、逆に非正規が蔓延するということも考えられるわけです。

そういうことも含めてやはり考慮しないと、国が言ってきたから実施して、本当に宇部市の活性化になるのか、すごく疑問です。

全部よその大手企業の収益で、市の財産を全て持って行かれる。そんなことを許していいですか。

私は大きな問題だと思います。答弁はいいです。

**執行部** 宇都市の活性化のためのPFI法の導入という視点だけではございません。

先ほどから、市の職員、市の技術と民間の技術はどうなのか。

当然、民間のほうが上ですから、当然、経験値も違うし全国規模でやられております。

そのノウハウを市に入れることによって、今までよりも効率よく、運営できるのではないか。

それと、もう1つ懸念されているのが、荏原製作所などいろいろなメーカーの話が出たのですけれども、何かのポンプを設置するとか、何かの施設を変えるとか、これにつきましては、今までは市が設計して積算して発注をしていたと。

そうすると、やはり公共事業であることでもあるし、高額になると。

今回も、来年度予算の債務負担行為を組むのですけれども、それを全て含めたPFI法です。

でも、その上限を決めております。

運営権者がこれをやりたいからと、どんどん実施しても、その上限額の中で工夫してくださいよというものを求めるのであって、そのチェックはもちろん市もしますけれども、委託業者の言いなりになって、どんどん上限額を上げてくるものを市がやむを得ないですねと認めるものではなくて、最初の上限額を設定したもので契約をしていますので、そのあたりは保障されていますし、チェック機能は市でやると。

先ほどありましたけれども、そういう第三者委員会を設けます。

その中の専門技術者も、アドバイザーと言ったらおかしいのでしょうかけれども、そのあたりを見ながらモニタリングをしていくというふうに考えておりますので、そういう考え方で今回の導入というふうにも考えております。

以上でございます。

**委員（荒川 憲幸 君）** 言われることと実際は、随分食い違うことは多々あります。

指摘しておきます。

**委員長（早野 敦 君）** ほかに。射場委員。

**委員（射場 博義 君）** 第10条の秘密保持義務のところです。

この2行目のところに、「業務の実施に伴い保有する個人情報が適切に保護されるよう配慮し、」とのことですが、ここは、「配慮し」というレベルでいいのかどうか。

「個人情報を適切に保護し」ぐらいに記載する時代ではないのかなと思います。

「配慮し」とは気をつけてくださいということですけれども、そういう個人情報を扱うときに、このレベルでいいのかどうか。

これはちょっと確認なので、いいとか悪いではなくて。

**執行部** 確認させていただいて、修正が必要ならば修正という対応をさせていただきたいと思います。

委 員（射場 博義 君） これは確認なので、すみません。あくまでも確認なので。

そのあとのくだりがありますよね。

「不当な目的に利用してはならない」というところがあるのですけれども、これは人に対するわざで、そのくだりで、今のことが完全にカバーできるということであれば、この表現でもいけないことはないのですけれども、そこはちょっと確認させていただきます。

執行部 誠に申し訳ありません。

総務課法令係と確認しまして、後ほど報告します。

委員長（早野 敦 君） 荒川委員。

委 員（荒川 憲幸 君） いや、修正が必要かどうか分からぬようなものを議案として出してくること自体がナンセンスですよ。1回取り下げるか。

執行部 この説明をこの場で私どもはできないというか、当然、この「配慮し」という言葉については間違いないと思うのですけれども、再度確認をさせていただきたいということで、よろしいでしょうか。

委 員（荒川 憲幸 君） 議案ですから、変わるかもしれないようなものを議案として出されたら困ります。審議できません。

委員長（早野 敦 君） 木原委員。

委 員（木原 大介 君） これは、総務課法令係を通っているのですよね。

なので、これはもう間違いないと判断しているとしていいと僕は思うのです。

ほかの委員が言われるように、大丈夫なのかなと思うけれども、市としてはもうきちんと判断していると受け取っていいと僕は思うのですが、それで間違ないです。

執行部 はい、この文言で間違いないのですけれども、この場ではつきりした説明ができないので、今から総務課法令係を連れて来るか、少し休憩させてもらうか、今、説明をできないということで申し訳ないです。

委員長（早野 敦 君） 暫時休憩しましょう。至急お願ひします。

———— 午前11時4分休憩 ———

———— 午前11時10分休憩 ———

委員長（早野 敦 君） 休憩前に引き続き、委員会を開きます。執行部。

執行部 今、確認してきました。

ここに規定しては、宇都宮市の公共施設に係る指定管理の指定手続等に関する条例を参考に、秘密の保持義務を設けております。

ここに関して、「業務の実施に伴い、保有する個人情報が適切に保護されるよう配慮し、」というところは、こここの「及び」以降の、「業務に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、ま

たは不当な目的に利用してはならない」というところで担保されていると考えております。

なので、「配慮し」という言葉でいいと考えております。

以上です。

委員長（早野 敦 君） いいですか。

委 員（射場 博義 君） いいです。

委員長（早野 敦 君） ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（早野 敦 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。荒川委員。

委 員（荒川 憲幸 君） そもそも PFI というものは、公共施設を民間企業に整備委託運営させ、収益を上げようというものです。

しかし、非営利で住民の福祉の増進を目的とする公共施設と、企業の営利追求とは、そもそも相入れないものだと考えています。

民間企業が収益を上げるために住民負担を引上げ、施設で働く職員を非正規雇用に置き換えるなど、施設の公共性を犠牲にせざるを得ないのが PFI の本質です。

民間企業の利益追求のために、住民の福祉の増進という公共施設の本来の目的を犠牲にする、PFI の導入はすべきでないと考えております。

そのことを申し上げて、討論を終わります。

委員長（早野 敦 君） ほかにありますか。三好委員。

委 員（三好 保雄 君） 今、民間企業ということで、荏原製作所の話が出ておりましたけれども、やはり資本の割合を調べたら外国の資本の方が大分入っているとありましたので、やはり地元でやっていく。日本の中でやっていくのならいいのですが、外国にどんどんお金が流れていくということも、やはり市民として懸念するところですので、意見を述べさせていただきました。

委員長（早野 敦 君） 討論です。賛成の討論か、反対の討論か。

委 員（三好 保雄 君） そうですね、ちょっと懸念することがある。

反対とは言いませんけれども、どちらかというと反対。

委員長（早野 敦 君） どちらかにしてください。

委 員（三好 保雄 君） どちらかというと反対です。

委員長（早野 敦 君） はい。ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（早野 敦 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第82号宇都市公共下水道（西部処理区）施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例制定の件について、賛成の方の挙手を求めてます。

[賛成者挙手]

委員長（早野 敦君） 賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

委員長（早野 敦君） 次に、議案第83号宇都市下水道条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部からの説明を求めます。

執行部 議案集29ページになります。

それでは、議案第83号宇都市下水道条例中一部改正の件について御説明申し上げます。

このたびの改正は、3点ございます。

まず1点目は、国のアナログ規制の見直しに伴い、条文を整備するものです。

第2点目は、先ほど議案第82号で御説明したとおり、宇都市公共下水道（西部処理区）施設の公共施設等運営権を設定した場合の使用料についての規定を新設するものです。

第3点目は、下水道使用料に関わる延滞金の取扱いについての規定を、徴収事務を委託している水道局に合わせ、新設するものです。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、御審査のほどよろしくお願ひいたします。

執行部 それでは、議案第83号宇都市下水道条例中一部改正の件について御説明いたします。

議案集29ページを御覧ください。

まず、排水設備指定工事店の指定等の関係条文を整備するものです。

第6条第3項第2号になります。

国において進められている、アナログ規制の見直しにより、指定工事店の営業所ごとに排水設備工事責任技術者を専属させることを義務づけていた規制が、営業所ごとに専属する者から、選任するものに見直されたことに伴い、整備を行うものです。

具体的に説明しますと、県区域内の1営業所に責任技術者が専属されていれば、他の営業所は、その技術者を選任すれば、指定工事店として指定を受けることができるになります。

施行の日は、公布の日としております。

次に、公共施設等運営権を設定した場合の使用料に係る規定を新設するものです。

第20条の2になります。

先ほど説明した公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定により、西部処理区の使用者は、利用料金を運営権者に納付ことになりますので、宇都市下水道条例に規定している下水

道使用料の額から、その利用料金を減じた額を、下水道使用料として徴収するという条文を新設するものです。

したがって、使用者が納付する下水道使用料と利用料金を合わせた額は、宇部市下水道条例に規定している下水道使用料と同額となるので、公共施設等運営権制度の導入後も、処理区が異なることによって市民の負担に差が生じることはありません。

次に、下水道使用料に係る延滞金の取扱いに関する規定を新設するものです。

第32条の2になりますが、説明に入る前に、宇部市の延滞金徴収状況について、収納課から説明いたします。

**執行部** 総務部収納課の谷崎と申します。

延滞金に係るこれまでの経緯を、御説明させていただきます。

令和5年3月31日の山口県税務課併任徴収職員による市長報告の中で、延滞金発生は、滞納者に不利益となることを認識させるとともに、納期内納税者との公平性確保の観点から、法令にのっとり、適切に延滞金を徴収するよう、御指摘がありました。

これを受け、令和5年4月1日から、法令の規定に基づき適正に延滞金を徴収することとした。

また、延滞金等に関する取扱いは、市税だけではないことから、副市長を委員長とする債権管理回収対策委員会において、市として統一的に、根拠法令に基づき適正に延滞金を徴収すること、また、減免の際は、減免基準に基づいて、適正に減免を適用することとし、きちんと払われている方と、公平性の確保の観点から、適切な対応をすることとなったところです。

以上です。

**執行部** 改めまして、延滞金についての説明をいたします。

第32条の2になりますが、下水道使用料の延滞金につきましても、先ほど収納課から説明があつたとおり、これまで徴収していなかったことから、延滞金の取扱いについて、徴収事務を委託している水道局が制定を予定している遅延損害金の規定に合わせ、条文を新設するものです。

主な内容としては、延滞金は、使用料が2,000円以上であるものに14.6%を乗じたものを徴収する。

延滞金に100円未満の端数があるとき、また、その全額が1,000円未満であるときは、その全額を切り捨てるなどを規定しています。

施行日は、水道局と合わせ、令和7年4月1日としています。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

よろしくお願ひします。

**委員長（早野 敦君）** 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。射場委員。

**委 員（射場 博義 君）** 市民側に対しては、下水道使用料と利用料金と分かれた形、別々の項目が分かるような形で請求が来るようになるのか確認です。

**執行部** 西部処理区の利用者については、今まででは徴収票の中に、下水道使用料しか書いていなかったのですが、今後は使用料と利用料金の2つに分けて、それぞれ金額を明示して徴収することとなります。

以上です。

**委 員（射場 博義 君）** もう1点が、今回の新旧対照表のところですが、その中で下線が引いてある、旧の「1人以上専属していること」というところと、新の「選任していること」という

ことに分けられているのですが、この1人以上と、選任の違いを具体的に説明いただければと思います。

**執行部** 今まで、県内で営業所がありましたら、1つの営業所ごとに責任技術者が専属していなければならぬ、そこの営業所には1人以上でもよかつたということですが、これからは、一営業所ごとに1人の責任技術者を選任しておけば、ほかの営業所についてはその方を兼任することができるということになります。

以上です。

**執行部** 簡単に言いますと、県内営業所に、今まで一営業所に責任技術者が1人は必ずいなければいけなかつた、1人以上です。

この選任というのは、逆に言えば兼務ができます。

例えば、県内複数の営業所があつて、例えば岩国営業所に責任技術者がいれば、宇部営業所から岩国の方を指定して、要は兼務ができます、今まで兼務がでなかつたのです。

営業所ごとに必ず1人以上いなければいけなかつたというのが変更点で、そこで専属と選任という言葉を使い分けさせていただいております。

以上でございます。

**委員長（早野 敦 君）** はい。ほかに。笠井委員。

**委 員（笠井 泰孝 君）** 使用料の延滞金の割合は14.6%というお答えをいただいたのですけれども、指定期限の翌日から一月以内であれば、半額の7.3%ということですが、これは指摘されたから実施したことですけれども、要するに14.6%という数字も、ほかの部署も多分同じ数字かなと思うのですけれども、逆に言うと、指摘されなければ気がつかなかつたということでいいのですか。

**執行部** 実際のところ、指摘を受けてこの条例を設定しなければならないという事に至ったような状態でございます。

**執行部** 今回、下水道使用料について制定したのは、先ほど収納課が説明したように、全庁的に延滞金は市としては徴収していませんでした。

水道及び下水道使用料については、県内、今でもほとんどが徴収していません。

徴収していない理由というのは、水道と下水道は停栓をする行為ができるので、例えば水道使用料が1か月未納であっても水道水を止めると払いに来るので、逆に言えば、延滞金を徴収する事例というのもほぼないような状態でした。

ただ、条例的には徴収するようになっていたのですけれども、今回新たに制定する中で、税の規定に合わせるような形で、率及び金額を下水道条例に記載したという形になっております。

**委員長（早野 敦君）** はい。ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**委員長（早野 敦君）** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**委員長（早野 敦君）** ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第83号宇都市下水道条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

**委員長（早野 敦君）** 賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**委員長（早野 敦君）** 次に、議案第84号宇都市下水道事業受益者負担に関する条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**執行部** 議案集33ページになります。

それでは、議案第84号宇都市下水道事業受益者負担に関する条例中一部改正の件について御説明申し上げます。

この件につきましても、下水道使用料と同様に延滞金を徴収するに当たり、下水道事業受益者負担金に係る延滞金の取扱いに関する規定を新設するものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、御審査のほどよろしくお願いします。

**執行部** それでは、議案第84号宇都市下水道事業受益者負担に関する条例中一部改正の件について御説明いたします。

議案集33ページを御覧ください。

このたびの改正は、下水道事業受益者負担金に係る延滞金の取扱いに関する規定を新設するものです。

第13条の2になります。

下水道事業受益者負担金は、下水道が整備されることによって利益を受ける土地の所有者などの方に、事業に要する費用の一部を負担していただく目的で、土地の面積に応じて賦課しています。

下水道事業受益者負担金につきましても、先ほど収納課から説明があったとおり、これまで徴収していなかったことから、延滞金の取扱いについて条文を新設するものです。

主な内容としましては、延滞金の割合は都市計画法に基づき、年14.5%としております。

施行日は令和7年4月1日としています。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

御審議のほう、よろしくお願ひします。

委員長（早野 敦君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。はい。笠井委員。

委員（笠井 泰孝君） 先ほどは延滞金の割合は14.6%だったのが今回は14.5%ですが、何かあるのですか。

執行部 下水道事業受益者負担金つきましては、先ほど説明しました都市計画法に基づきまして、こちらの中には14.5%とありますので、こちらを採用しております。

以上です。

執行部 補足説明をさせていただきます。

先ほどの14.6%に関しましては、地方税法に基づいて行うもので、基本的には延滞金は地方税法に基づきます。

このたびの下水道事業受益者負担金については、都市計画法で条例を定めれば徴収することができ、都市計画法に14.5%とうたってありますので、この下水道事業受益者負担金は14.5%を準拠したということでございます。

以上です。

委員長（早野 敦君） はい。ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（早野 敦君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**委員長（早野 敦 君）** ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第84号宇都市下水道事業受益者負担に関する条例中一部改正の件について、賛成の方の举手を求めます。

[賛成者举手]

**委員長（早野 敦 君）** 賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**委員長（早野 敦 君）** 次に、議案第90号宇都市下水道事業会計の剩余金の処分の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**執行部** 議案集47ページになります。

それでは、議案第90号宇都市下水道事業会計の剩余金の処分の件について御説明申し上げます。

これは、令和5年度宇都市下水道事業会計の未処分利益剩余金の処分について、地方公営企業法の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、御審査のほどよろしくお願ひします。

**執行部** それでは、議案第90号宇都市下水道事業会計の剩余金の処分の件について御説明いたします。

議案集47ページを御覧ください。

まず、未処分利益剩余金の処分の内容については、令和5年度末残高、6億1,561万406円のうち、5億6,000万円を処分するものです。

内訳としましては、(2)アにお示ししています、3億1,000万円を、施設の建設または改良を行うことを目的とした、建設改良積立金に積み立てることとしています。

次に、(2)イにお示ししています、2億5,000万円を資本的支出の補墳財源として使用したことから、資本金に組み入れることとしております。

これにより、処分後の未処分利益剩余金残高は5,561万406円となりますが、これは繰越利益剩余金として令和6年度へ繰り越します。

以上で、簡単ではございますが説明を終わります。

よろしくお願ひします。

**委員長（早野 敦 君）** 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（早野 敦君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（早野 敦君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第90号宇都市下水道事業会計の剰余金の処分の件について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（早野 敦君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

土木建設部の皆さん、お疲れさまでした。

---

委員長（早野 敦君） 次に、議案第81号宇都市下水道事業の設置等に関する条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第81号宇都市下水道事業の設置等に関する条例中一部改正の件について御説明申し上げます。

これは、特別会計で実施している農業集落排水事業を公営企業会計に移行するため、所要の整備を行うものです。

詳細につきましては、農林整備課長から説明をさせますので、御審査のほどよろしくお願ひいたします。

執行部 農林整備課の元井です。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第81号宇都市下水道事業の設置等に関する条例中一部改正の件について、御説明いたします。

議案集17ページを御覧ください。

今回の改正は、農業集落排水事業に地方公営企業法第2条第2項に定める条例規定等を適用し、公営企業会計に移行するため、本条例に農業集落排水事業を追加するものです。

主なものとしては、題名を宇都市下水道事業等の設置等に関する条例に改め、第2条に条例で設置する事業として農業集落排水事業を追加し、第4条に農業集落排水事業の区域及び施設に関する規定を追加するものです。

また、附則において、宇都市特別会計設置条例第1条第3号に定める宇都市農業集落排水事業特別会計を削除するものです。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

御審査のほどよろしくお願ひいたします。

委員長（早野 敦君） 執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（早野 敦君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（早野 敦君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第81号宇都市下水道事業の設置等に関する条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（早野 敦君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

（9）宇都市成長産業推進協議会の取組について、執行部から報告があった。

---

（10）宇都市産業振興計画推進委員会の開催状況について、執行部から報告があった。

---

委員長（早野 敦君） 休憩しましょう。13時再開ということでお願いします。

————午前11時54分休憩————

---

————午後零時59分再開————

委員長（早野 敦君） 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

---

（11）宇都市農林水産業振興計画推進委員会の開催状況について、執行部から報告があった。

---

委員長（早野 敦君） 次に、議案第89号工事請負変更契約締結の件（旧山口井筒屋宇部店解体工事）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**執行部** 都市政策部です。よろしくお願ひします。

それでは、議案第89号工事請負変更契約締結の件（旧山口井筒屋宇部店解体工事）について御説明申し上げます。

これは、旧山口井筒屋宇部店解体工事の請負変更契約の締結について、市議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

**執行部** 中心市街地活性化推進課の上田と申します。

どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議案第89号工事請負変更契約締結の件について御説明いたします。

議案集45ページを御覧ください。

変更請負金額は、8億4,901万7,400円で、当初の7億7,335万8,300円から、7,565万9,100円の増額となっております。

工事名は、旧山口井筒屋宇部店解体工事。

工事場所は、宇部市常盤町一丁目地内。

工事の概要は、百貨店棟、銀行棟、立体駐車場棟の3棟を解体するもので、構造、延べ床面積は記載のとおりとなっております。

議案集46ページを御覧ください。

合計の延べ床面積は、1万8,487.81平方メートルとなっております。

契約の相手方は、日立建設・ループ共同企業体です。

変更の理由ですが、当初設計図書では想定できなかった構造物が地中から出現したことによるもので、立体駐車場跡地の地中から、立体駐車場建設以前のものと思われる複数のコンクリートくいが出現したため、撤去の必要が生じたこと、それと、隣接する民地境に不明な地下構造物が出現したことによりまして、矢板の施工方法を変更せざるを得なくなつたことなどに伴いまして、工事請負金額を増額変更するものです。

なお、これらの変更に伴いまして、工期を令和6年10月15日から令和7年1月15日まで延伸いたします。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひします。

**委員長（早野 敦君）** 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。笠井委員。

**委員（笠井 泰孝君）** 約7,000万円のお金が追加で予算計上されたということですけれども、その理由が、想定外の事態が起こったということですけれども、その想定外の事態が

起ることは、結局、設計図外のものがあったという理解でよろしいでしょうか。

執行部 そのとおりでございます。

当初の設計図書では分からぬ部分ということでございます。

委員（笠井 泰孝 君） ということは、その設計図にそういうことが書いていなかったということですか。

執行部 そうです。旧山口井筒屋宇部店の設計図書というのは当然ございまして、その中にあら構造物につきましては把握しております。

ただし、恐らくそれよりも前の建物の構造物が出てきておりますので、その部分については、設計図書には反映できていない部分になっております。

以上でございます。

委員（笠井 泰孝 君） それに伴う延滞料も、今の7,700万円とかの中に、含まれてのお金ということですか。

執行部 工期が延びることによりまして、当然重機等の借りておる日数も多くなりますので、そのあたりも当然、増えてきているということにはなっております。

以上でございます。

委員長（早野 敦 君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（早野 敦 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（早野 敦 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第89号工事請負変更契約締結の件（旧山口井筒屋宇部店解体工事）について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（早野 敦 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

(13) 宇部市中心市街地活性化基本計画（第2期）について、執行部から報告があつた。

---

(14) 宇部市公共交通協議会の開催状況について、執行部から報告があつた。

---

(15) 宇部市地域公共交通サービス水準調査・検討について、執行部から報告があった。

---

委員長（早野 敦君） 以上で、本委員会に付託されました議案等の審査は終わりました。

委員長報告及び議会だよりに掲載予定の委員会報告については、正副委員長に御一任をお願いいたします。

次に、その他として、行政視察行程表（案）と質問事項調査票をお配りしたことをお伝えします。

---

委員長（早野 敦君） 以上で、産業建設委員会を閉会します。

—— 午後1時50分閉会 ——

---

令和6年9月11日

産業建設委員会委員長 早野 敦